

## 土砂災害対策事業 内容

都市整備部 建築指導課  
都市安全部 公園河川課

### 【住宅改修】

#### 1 事業目的

土砂災害特別警戒区域における土砂災害から住民の生命と身体の保護を図るため、市が住宅の改修に係る経費の一部について補助するものです。

#### 2 補助対象者

土砂災害特別警戒区域内に存する建築基準法施行令第 80 条の 3 の規定に適合しない住宅で、区域指定の際に現に建っているもの（補助対象住宅）の所有者

#### 3 事業内容

補助対象住宅に対し、令 80 条の 3 の規定に適合するよう鉄筋コンクリート造の外壁や塀等を設ける改修を行う事業

#### 4 補助額

補助対象住宅の改修に要する経費の 1/3 を補助（最大 100 万円）

#### 5 事業費（予算要求額）

8 土 5 住 1 住 19 負 1,000 千円（国費 345 千円、県費 327 千円、市費 328 千円）

### 【住宅移転】

#### 1 事業目的

土砂災害特別警戒区域における土砂災害から住民の生命と身体の保護を図るため、市が危険住宅の除却又は移転に係る経費の一部について補助するものです。

#### 2 補助対象者

危険住宅（土砂災害特別警戒区域内に存する建築基準法施行令第 80 条の 3 の規定に適合しない住宅）を所有する者、又は危険住宅に居住する者

### 3 事業内容

(除却事業) 補助対象者が危険住宅の除却を行う事業

(移転事業) 補助対象者が危険住宅を除却し、当該住宅に代わる住宅を建築し、又は購入して移転（これに必要な土地の取得を含む）を行う事業

### 4 補助額

(除却事業)

危険住宅の除却に要する経費（補助対象限度額 200 万円）の 2/3 を補助（最大 133.3 万円）

(移転事業)

移転先住宅の建設・購入に要する資金を金融機関等から借り入れた場合において、借入金利子相当額（年利 8.5%を限度とする）を補助（補助率 10/10、補助対象限度額 415 万円（建物 319 万円、土地 96 万円））

移転先住宅の建設・購入費を補助（補助率 10/10、補助対象限度額 200 万円）

### 5 危険住宅

土砂災害特別警戒区域における既存不適格住宅、又は同区域内に存する住宅のうち、大規模地震等により安全上の支障が生じて兵庫県が是正勧告等を行ったもの。

### 6 事業費（予算要求額）

8 土 5 住 1 住 19 負 7,483 千円（国費 2,476 千円、県費 2,503 千円、市費 2,504 千円）